

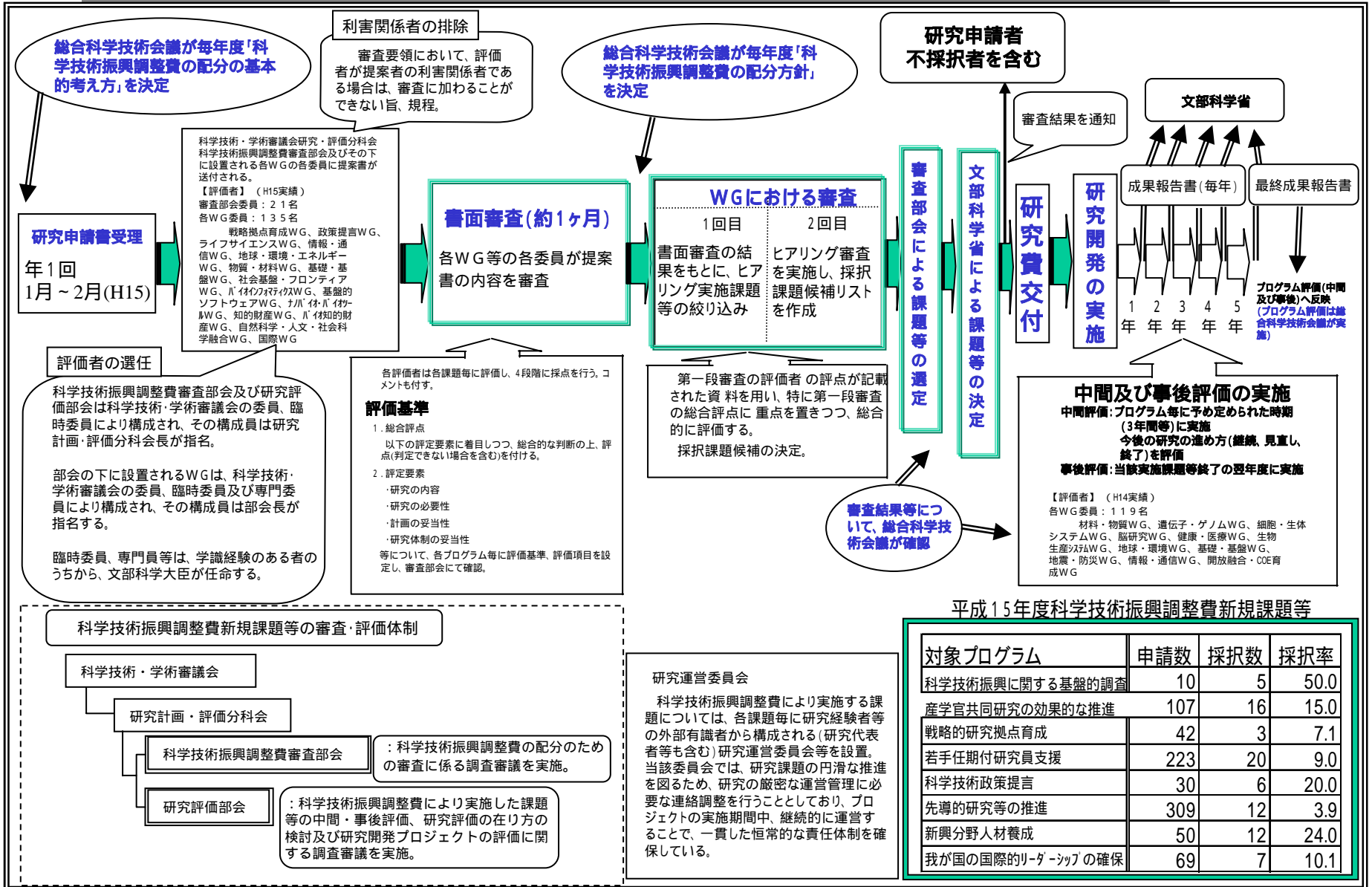
文部科学省における研究開発評価の概況について

文 部 科 学 省
評 価 推 進 室

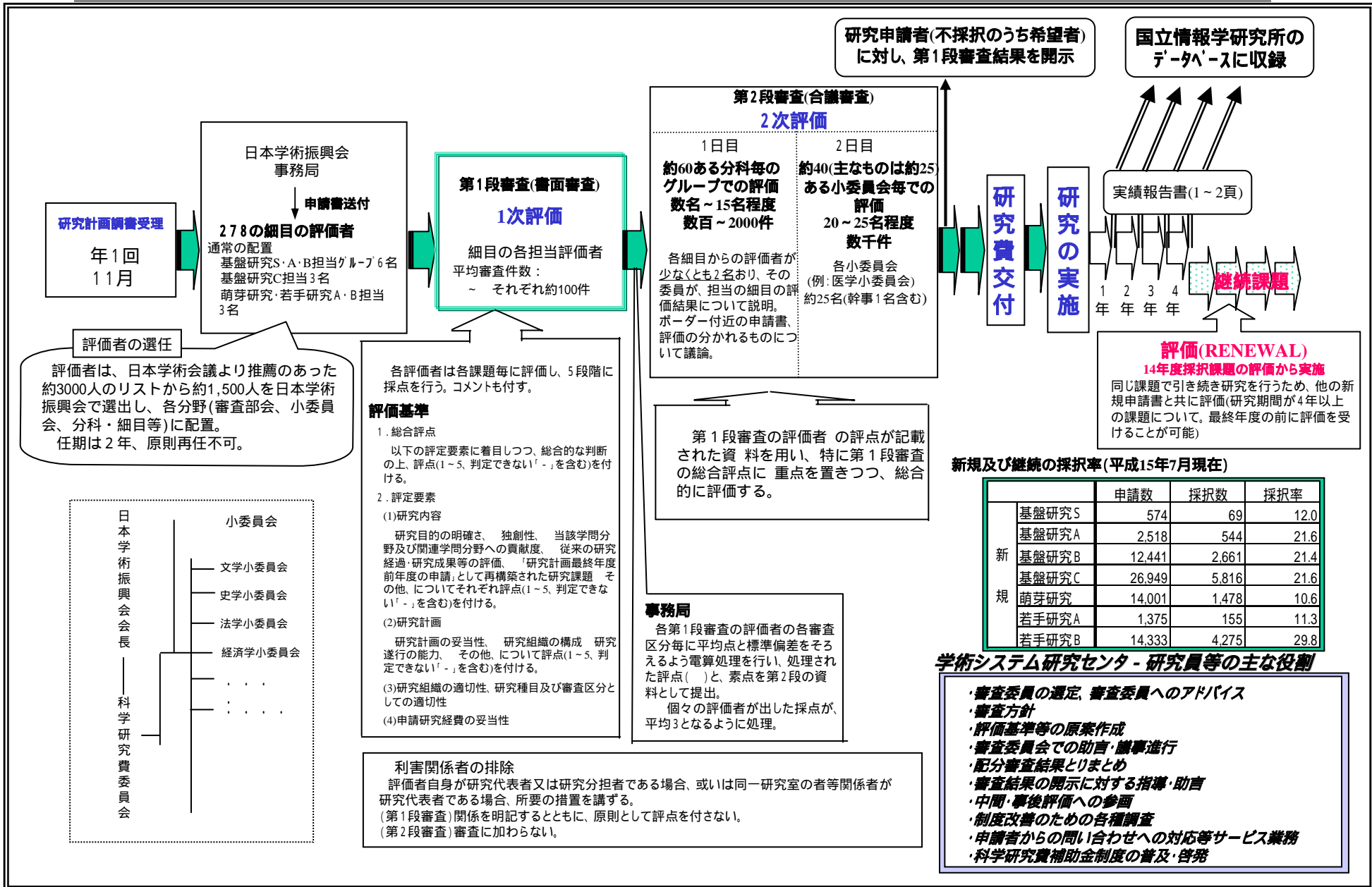
- 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定(平成14年6月)。
- 科学技術・学術審議会等に産業界も含めた外部者による評価体制を整備し、外部評価を実施。
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「独立行政法人通則法」により定められた評価を着実に実施。

		PLAN (事前評価)	DO (中間評価)	SEE (事後評価)
競争的資金制度における評価	科学研究費補助金 科学技術振興調整費	科学技術・学術審議会 による事前評価	科学技術・学術審議会 による中間評価	科学技術・学術審議会 による事後評価
	産学官連携イノベーション 創出事業費補助金 (独創的革新技術開発 研究提案公募制度)	革新技術活性化委員会 による事前評価	革新技術活性化委員会 による中間評価	革新技術活性化委員会 による事後評価
	産学官連携イノベーション 創出事業費補助金 (大学発ベンチャー創出支援制度)	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による事前評価	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による中間評価	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による事後評価
	<科学技術振興機構> 戦略的創造研究 推進事業	研究統括、領域アドバイザー による事前評価	研究統括、領域アドバイザー による中間評価	研究統括、領域アドバイザー による事後評価
		(研究領域については、別途、評価委員会により中間・事後評価)		
		(継続研究については、別途、評価委員会により評価)		
研究開発プロジェクト等における評価	リーディングプロジェクト	科学技術・学術審議会等 による事前評価	科学技術・学術審議会等 による中間評価	科学技術・学術審議会等 による事後評価
	宇宙開発	宇宙開発委員会 による事前評価	宇宙開発委員会 による中間評価	宇宙開発委員会 による事後評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・総額10億円以上の新規・拡充課題については、概算要求前に科学技術・学術審議会等による事前評価を実施。 ・プロジェクト開始後、適切な時期が到来した案件については、順次、中間評価を実施(Spring-8等)。 			
(その他の関連する評価活動)				
政策評価 (本省事業)	総額10億円以上の新規・拡充研究開発課題については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき事前評価	各施策の前年度の実施結果を受けて、事前に設定した達成目標の達成度を事後(中間)評価		
独立行政法人評価 (独法事業全般)	主務大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴く	各事業年度終了後、独立行政法人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、独立行政法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価	
・各法人において、研究開発の実施に当たり、適宜、外部評価を実施(理化学研究所等)。				
国立大学法人評価	文部科学大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、国立大学法人評価委員会の意見を聴く	各事業年度終了後、国立大学法人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、国立大学法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価	
国立大学法人評価委員会は、制度が発足したところであり、実績の評価は平成17年度から。政策評価制度における各年度毎の実績評価及び独立行政法人評価制度並びに国立大学法人評価制度における各事業年度毎の実績評価、中期目標期間終了時の実績評価並びに業務の改廃に関する検討については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による2次評価が行われている。				
(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続中の重要案件に係る各省評価の精査。 ・総額300億円以上の大規模新規研究開発について評価を実施。 ・総合科学技術会議が評価の必要を認め指定する研究開発について評価を実施。 			
総合科学技術会議 による評価等				

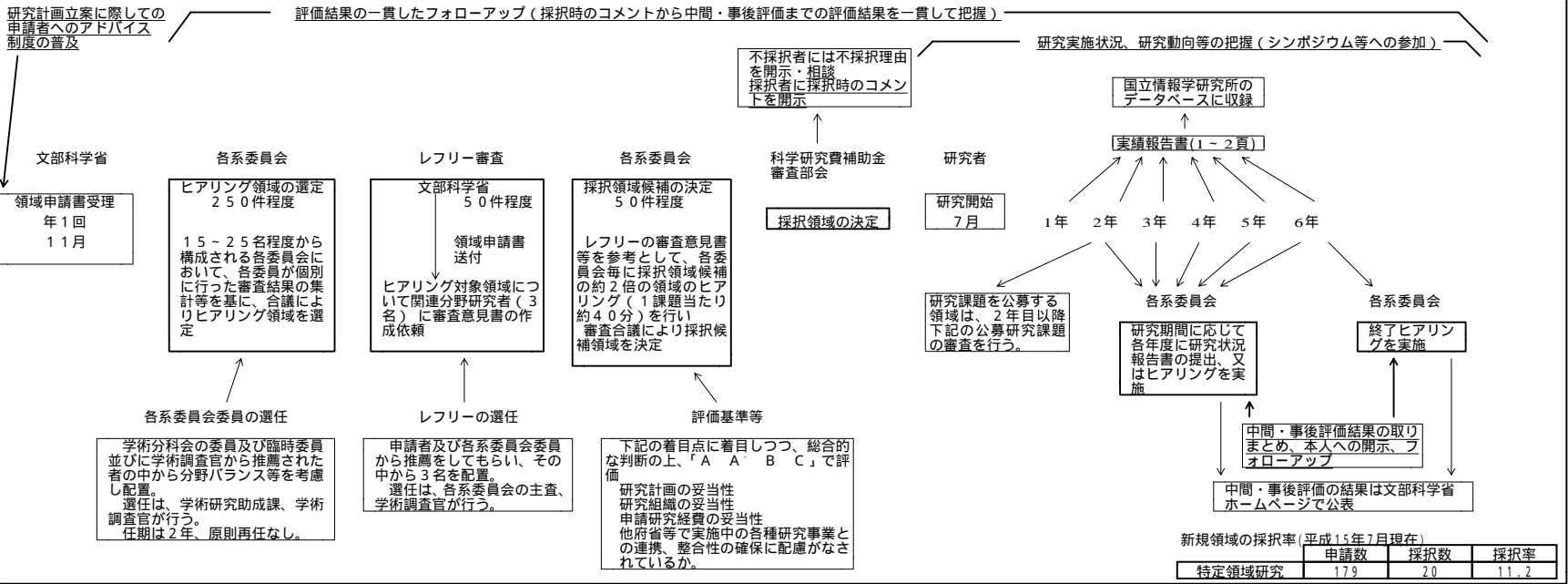
科学技術振興調整費の審査・評価システム (文部科学省)



科学研究費補助金の Grant 審査システム (日本学術振興会 基盤研究等)



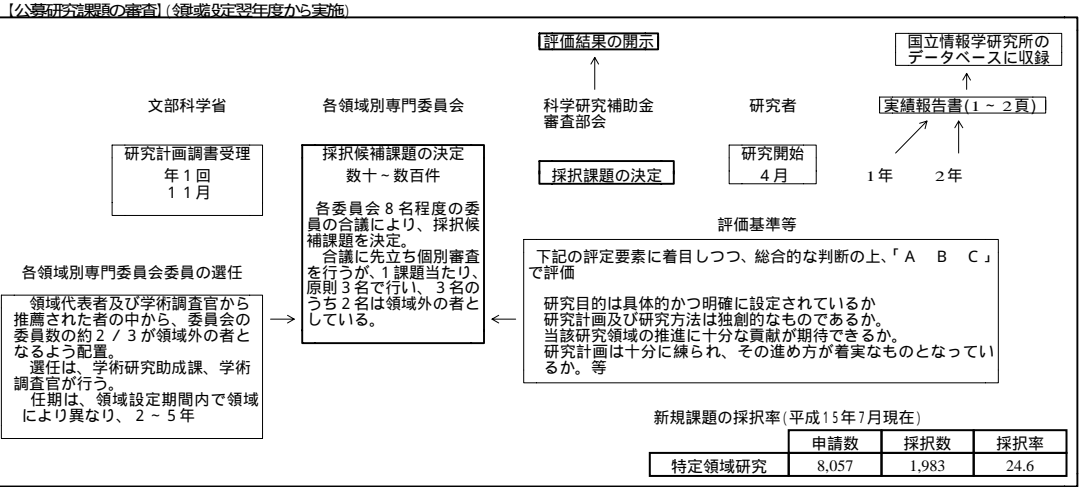
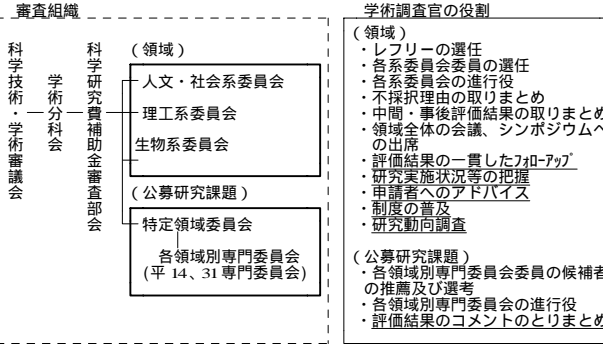
科学研究費補助金(特定領域研究)のグラント審査システム



利害関係者の排除

審査要項(科学研究費補助金審査部会決定)において規定

- 領域
 - 委員自身が領域代表者等である場合、あるいは委員の関係者(同一の研究室・親族)が領域代表者となっている場合は、審査に加わらない。
- 公募研究課題
 - 委員自身が研究代表者又は研究分担者である場合、あるいは委員の関係者(同一の研究室、親族)が研究代表者となっている場合は、評点は付さない。



科学研究費補助金(特別推進研究)の Grant 審査システム

評価結果の一貫したフォローアップ(採択時のコメントから中間・事後評価までの評価結果を一貫して把握)

研究計画立案に際しての申請者へのアドバイス制度の普及

研究実施状況、研究動向等の把握(シンポジウム等への参加)

文部科学省
研究計画調書受理
年1回
11月

レフリー審査
文部科学省
150件程度
研究計画調書送付
関連分野研究者(3名)に審査意見書の作成依頼

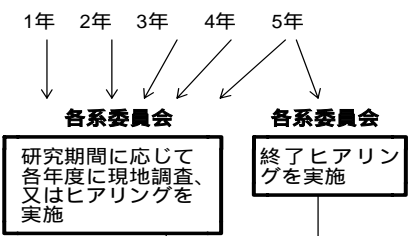
各系委員会
ヒアリング課題の選定
150件程度
15~25名程度から構成される各委員会において、各委員がレフリーの審査意見書を参考として個別に行った審査結果の集計等を基に、合議によりヒアリング課題を選定

各系委員会
採択課題候補の決定
30件程度
各委員会毎に採択予定課題の約2倍の課題のヒアリング(1課題当たり約30分)を行い合議により採択候補課題を決定

科学研究費補助金審査部会
採択課題の決定
不採択者には不採択理由を開示

研究者
研究開始
6月

国立情報学研究所のデータベースに収録
実績報告書(1~2頁)



レフリーの選任

申請者及び各系委員会委員から推薦をもらい、その中から3名を配置。選任は、各系委員会の主査、学術調査官が行う。

各系委員会委員の選任

学術分科会の委員及び臨時委員並びに学術調査官から推薦された者の中から分野バランス等を考慮し配置。任期は2年、原則再任なし。

評価基準等

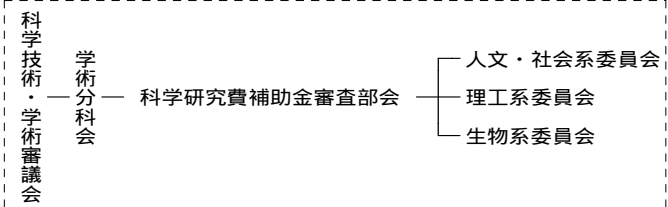
下記の着目点に着目しつつ、総合的な判断の上、「A」「A-」「B」「C」で評価
特別推進研究として推進する必要性
研究の独創性及び研究の意義
研究分野の現状と動向及びその中で
の研究遂行能力及び当該分野における
評価
申請研究経費の合理性及び申請設備
備品の当該研究課題に対する必要性

中間・事後評価の結果は文部科学省ホームページで公表

新規課題の採択率(平成15年7月現在)

	申請数	採択数	採択率
特別推進研究	146	16	11.0

審査組織



学術調査官の役割

- レフリーの選任
- 各系委員会委員の選任
- 各系委員会の進行役
- 不採択理由の取りまとめ
- 現地調査への同行
- 中間・事後評価結果の取りまとめ

利害関係者の排除

審査要項(科学研究費補助金審査部会決定)において規定
委員自身が研究代表者又は研究分担者である場合、あるいは委員の関係者(同一の研究室、親族)が研究代表者となっている場合は、審査に加わらない。

産学官連携イノベーション創出事業費補助金(独創的革新技術開発研究提案公募制度)のグラント審査システム(文部科学省)

【プログラムオフィサー(P.O.)】…制度管理・評価等に係る以下の業務に参画(P.O.は平成15年度より配置)

評価プロセスの選定・計画・実行
 評価委員の選任
 採択課題案の作成
 審査報告書・評価報告書の作成
 採択・不採択理由の作成

申請者からの問合せ・相談への対応
 課題の進捗状況の把握(フォローアップ担当委員と連携して実施。)
 研究上必要な指導・助言等(現地調査を含む。)(フォローアップ担当委員と連携して実施。)
 制度全体の運営管理に係る業務
 制度全体の評価に係る業務

研究申請者
 不採択者を含む

フォローアップ
 【フォローアップ担当委員】
 採択課題ごとにフォローアップ担当委員を1名置き、研究開発期間中、研究の所期の目的を達成できるように、研究上の適切な指導・助言等(現地調査を含む。)を実施。

利害関係者の排除

審査要領において、評価者が申請者の利害関係者である場合は、審査に加わることができない旨規定。

他府省の競争的資金との重複を排除

審査結果の通知
 評価者コメントを付して通知

研究申請書受理
 年1回
 2月～3月

形式審査
 申請書の振分け

第1次審査
 (書面審査)

第2次審査
 (ヒアリング審査)

最終審査
 (合議審査)

研究費交付

研究開発の実施

1年
 2年
 3年

総合研究報告書

研究成果報告会
 の開催

状況報告書
 実績報告書
 研究報告書

中間評価

【評価部会
 革新技術活性化委員会】
 第2年目にハネルビュー方式による評価を実施。

事後評価

【評価部会
 革新技術活性化委員会】
 研究終了後翌年度に、研究成果報告会を開催し、成果の実用化状況などについて把握。

革新技術活性化委員会が進捗状況の把握・評価。必要があれば、研究の変更、縮小、中止を決定。

プログラム評価に反映

平成15年度採択率

申請者数	採択者数	採択率
622件	34件	18.3倍

【革新技術活性化委員会】
 「独創的革新技術開発研究提案公募制度」の評価方針を決定

公募の要件等を全て満たすものかを審査。
 利害関係の申し出があった評価者は、当該課題の審査から外す。
 課題毎の5名の評価者を選定。

【審査・フォローアップ部会】
評価者は当該技術に関する専門的知識を有する学識経験者、産業界、ベンチャー等の有識者。
 評価者は、各課題ごとに評価し、4段階に採点を行う。コメントも付す。
 評価者は、1人当たり1課題以内で特別推薦をすることができる。

【審査・フォローアップ部会】
 利害関係のある申請者の場合は、その都度退出。
 評価者は、各課題ごとに評価し、4段階に採点を行う。コメントも付す。
 研究開発型課題と調査研究型課題の採択候補課題を選定。
 第1次審査の評価者の評価は参考。

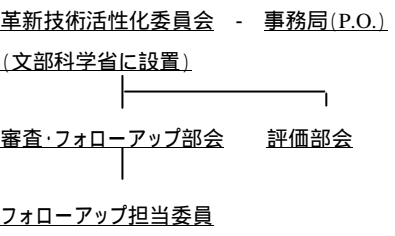
【革新技術活性化委員会】
 第2次審査の評価者の採点及びコメントが記載された資料を用い、総合的に評価。
 採択課題及び配分額を決定。

評価基準

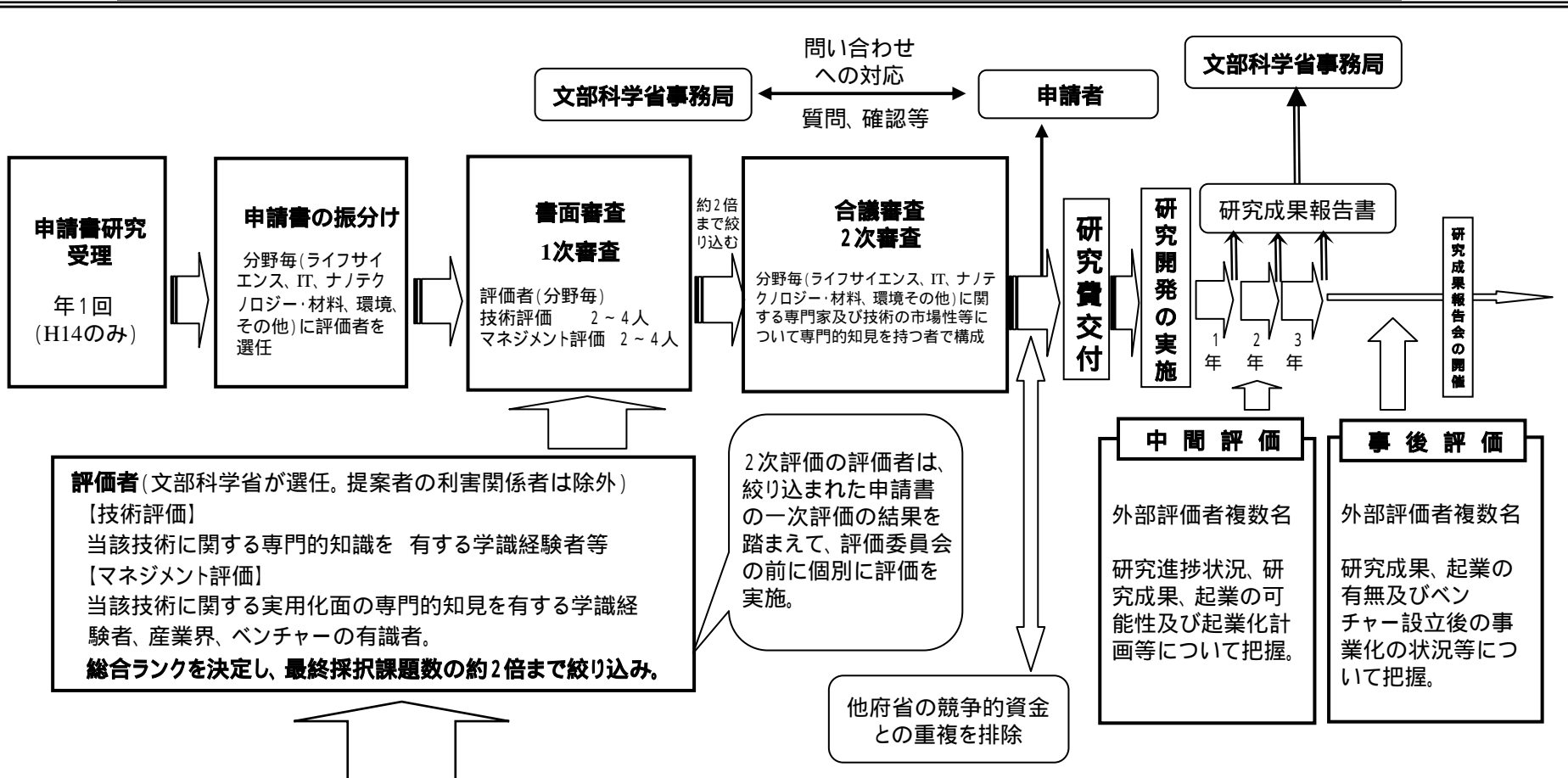
【科学的・技術的観点】 革新性の高い独創的な技術開発に関する研究であって、最終的な目標の設定が可能であるとともに、その実現が見込める技術的可能性が高いものであること。
 【社会的・経済的観点】 技術開発に関する研究の内容が、我が国の直面する課題の解決にとって、実用的意義が大きいものであり、かつ、国民生活・産業への波及効果が具体的に想定されるものであること。
 【申請経費の妥当性・研究実施体制等】

独創的革新技術開発研究提案公募制度

評価体制



産学官連携イノベーション創出事業費補助金(大学等発ベンチャー創出支援制度 審査システム)(文部科学省)



評価者(文部科学省が選任。提案者の利害関係者は除外)
 【技術評価】
 当該技術に関する専門的知識を有する学識経験者等
 【マネジメント評価】
 当該技術に関する実用化面の専門的知見を有する学識経験者、産業界、ベンチャーの有識者。
総合ランクを決定し、最終採択課題数の約2倍まで絞り込み。

2次評価の評価者は、絞り込まれた申請書の一次評価の結果を踏まえて、評価委員の前に個別に評価を実施。

他府省の競争的資金との重複を排除

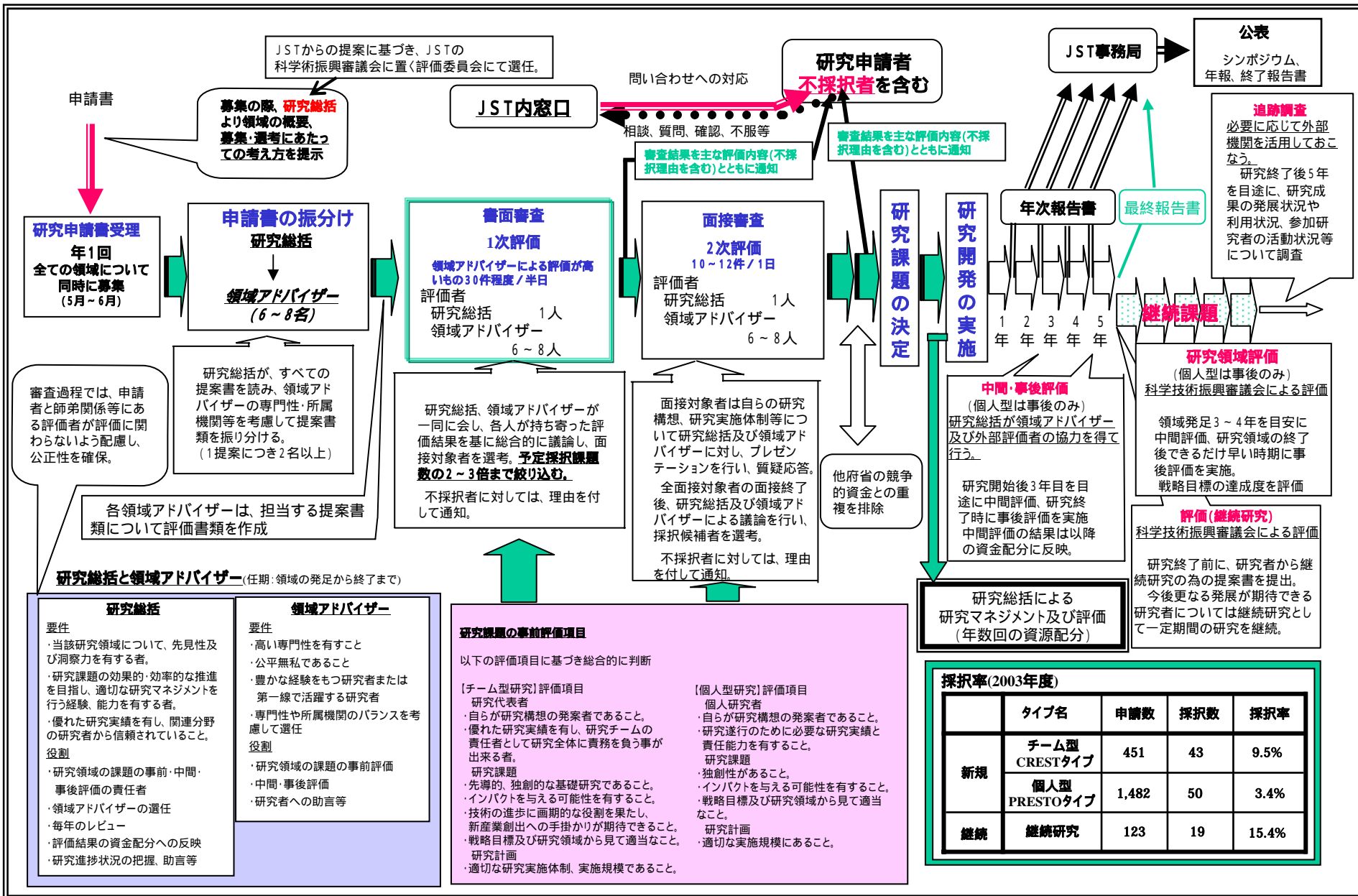
評価基準

(1)技術評価	技術の新規性及び優位性 研究開発計画の妥当性 等
(2)産業応用化評価	新規事業創出の効果 起業の可能性・起業までの業務計画の妥当性 等

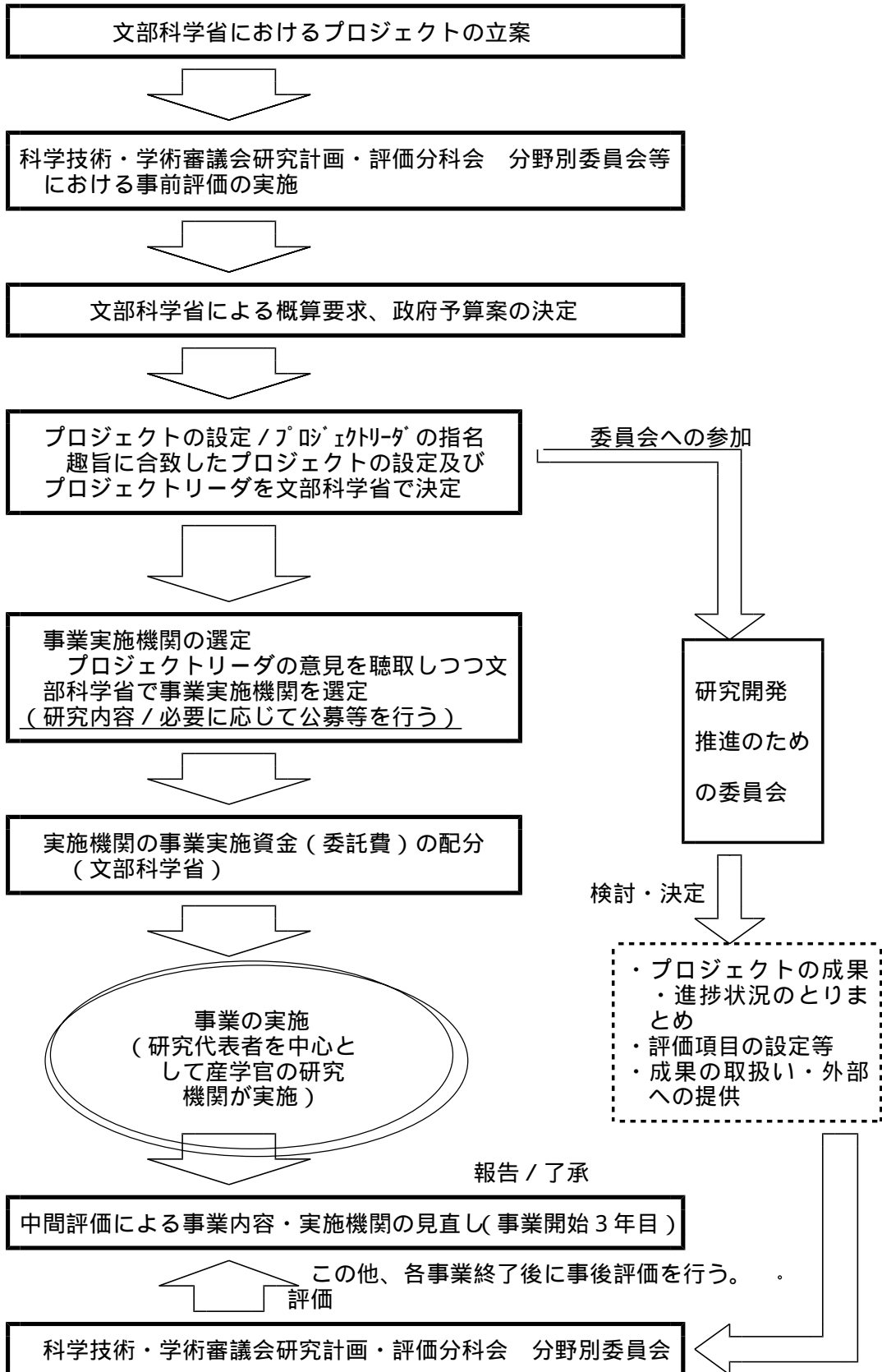
【プログラム・オフィサー：制度管理・評価等に係る以下の業務に参画】
 (P.0は平成15年度より配置)

評価プログラムの選定・計画・実行	申請者からの問合せ・相談への対応
評価委員の選任	課題の進捗状況の把握
審査報告書・評価報告書の作成(含む。)	研究上必要な指導・助言等(現地調査を含む。)
制度全体の評価に係る業務	制度全体の運営管理に係る業務

戦略的創造研究推進事業の研究評価システム(科学技術振興機構:JST)

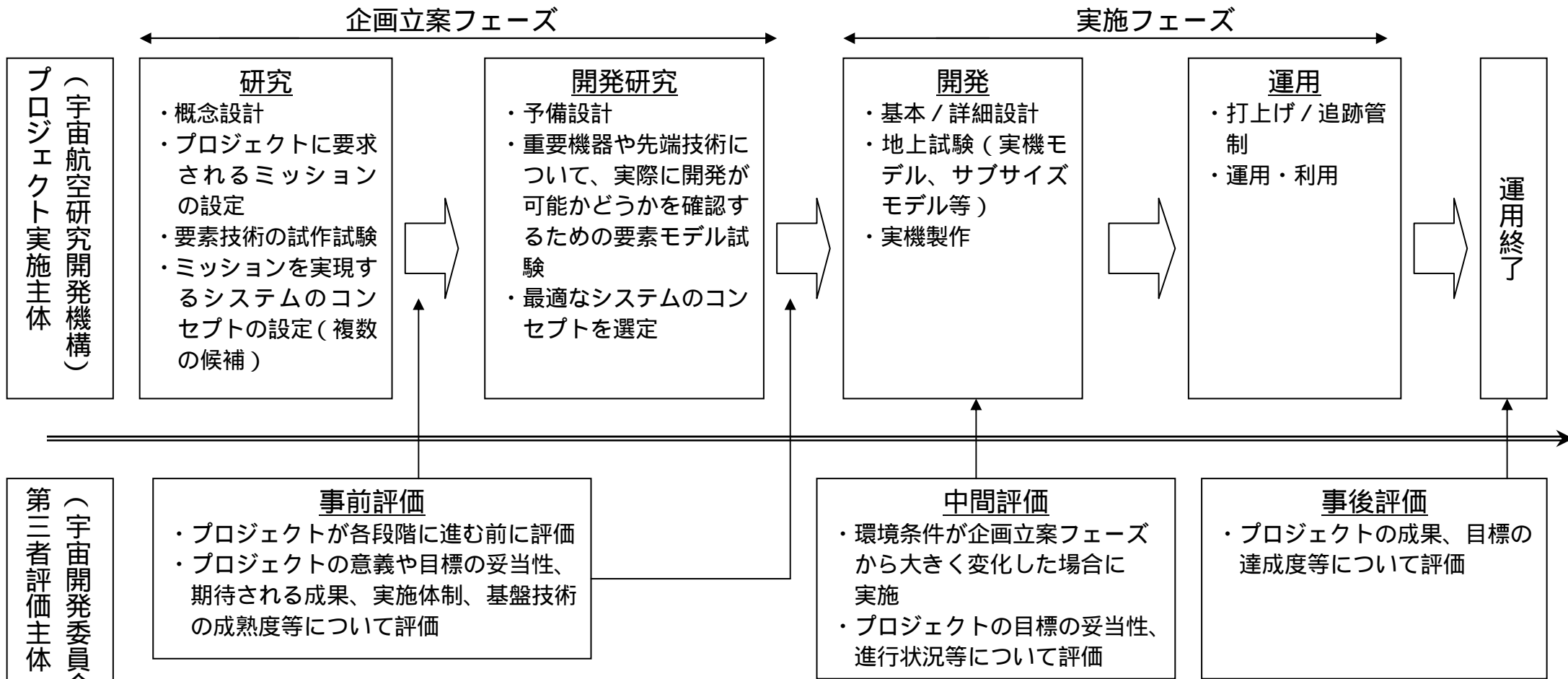


リーディングプロジェクトの進め方



宇宙開発におけるプロジェクト評価

宇宙開発プロジェクトの評価は、「宇宙開発に関する長期的な計画」（平成15年9月）に基づき、効果的かつ効率的に事業を推進するため、宇宙開発委員会が策定する指針に基づき実施。具体的には、「宇宙開発に関するプロジェクトの評価指針」（平成13年7月 宇宙開発委員会決定）に基づき、宇宙開発委員会のもとに置かれる計画・評価部会において第三者評価を行っている。



宇宙開発委員会計画・評価部会

- ・「宇宙開発に係る計画及びその評価に関する重要事項に関すること」について調査審議を行う
- ・構成員：宇宙開発委員会委員3名、特別委員12名

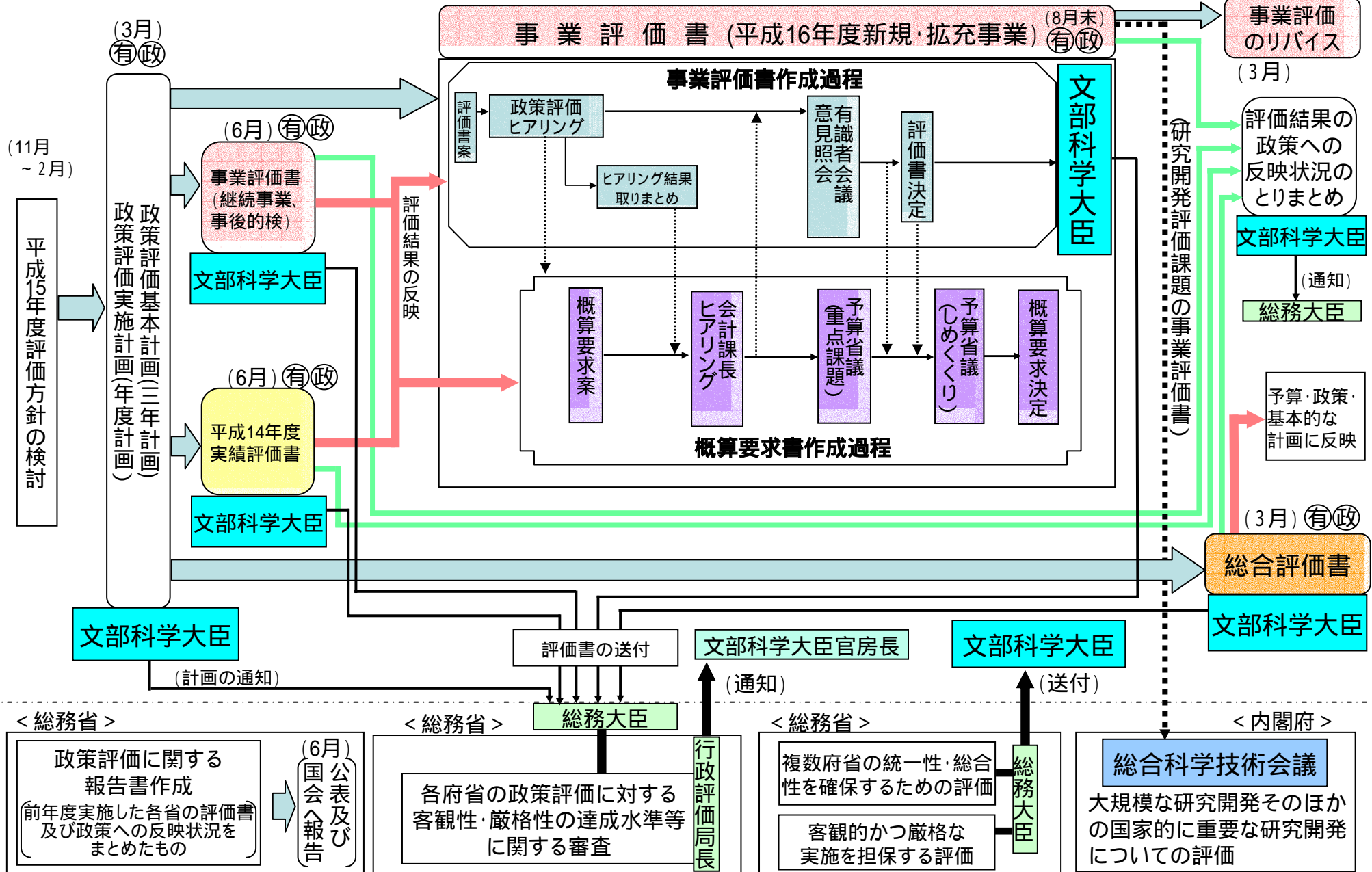
有政 政策評価に関する有識者会議
有政 政策評価会議

文部科学省の政策評価のサイクル

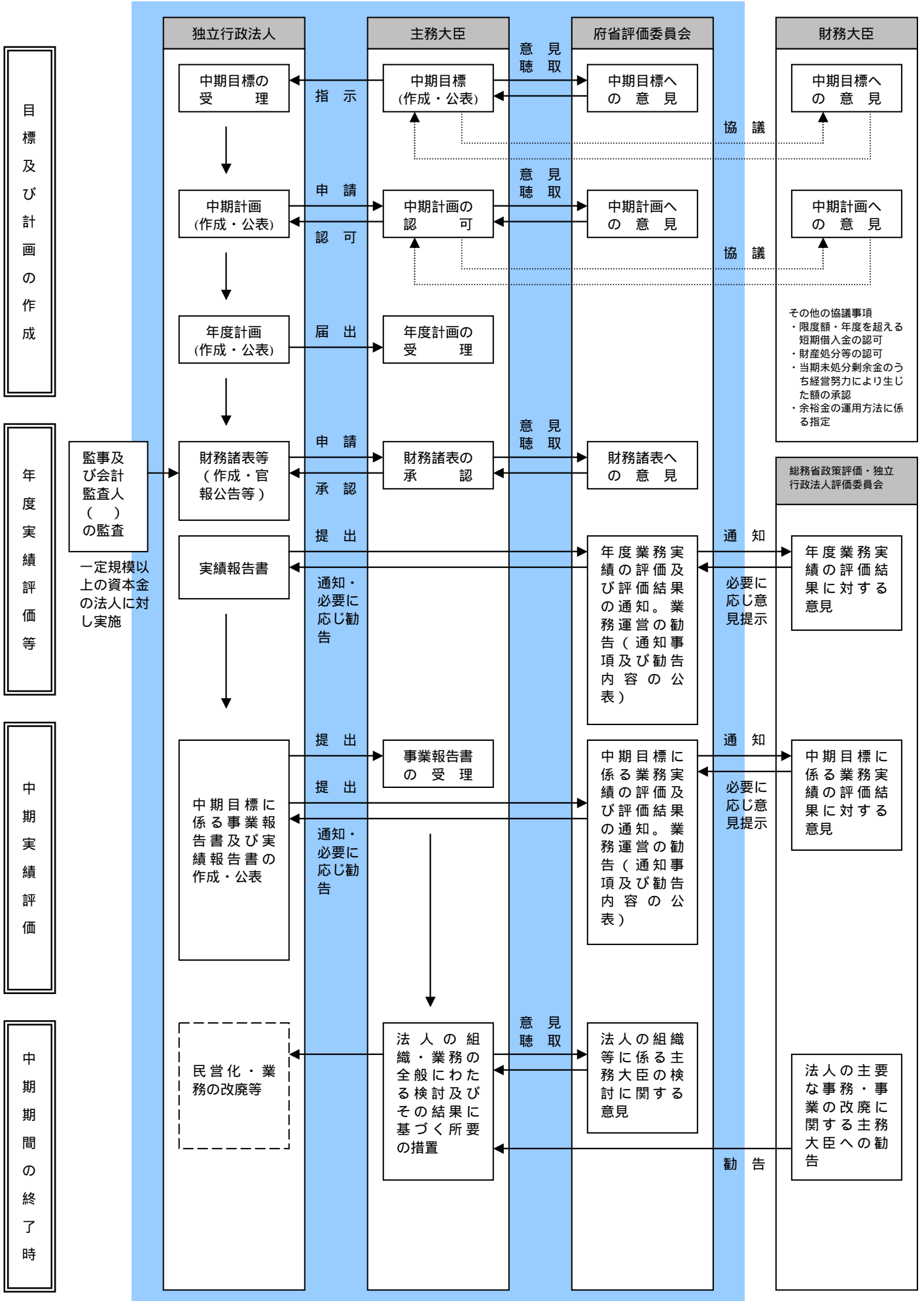
11月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 11月 3月

文部科学省

総務省等



独立行政法人関係主要業務のフローチャート



国立大学法人に係る目標・計画・評価の概要

法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮。

